

令和2年5月13日

学生・保護者・教職員 各位

学 長（危機管理室）

緊急事態宣言発令解除後の本学の対応について

現在、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に対し今月末まで発令されております。しかし、一部の地方自治体を除いて全国的には感染拡大状況が落ち着きを見せていることから、東京都等特定警戒都道府県を除くその他の県については月末を待たずに緊急事態宣言が発令解除される可能性が高くなりました。

このような状況変化を受け、今月末をまたずに緊急事態宣言が解除された場合の本学の対応については、行政側からの要請や指示の他は下記のとおりとするので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 学内授業の開始時期等

- ・ 文部科学省高等教育局高等教育企画課の令和2年5月5日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について（周知）」によれば、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開」との方針が示されているので、本学においても次のとおり段階的に対応いたします。
 - 1) 学内授業は緊急事態宣言解除後、少なくとも2週間以上を経過した後から、時間割と教室等を一部変更し、いわゆる「3密」対策を取れる授業から開始します。授業開始日については決定次第、ホームページ及びメールにて皆様に周知いたします。
 - 2) 現在、焼津駅・西焼津駅と本学とを結ぶ運行バスが大幅減便となっているので、バス運行スケジュールが正常化する日以降に学内授業を開始することといたします。
 - 3) 学生食堂・学内販売店については、学内授業開始後においても当面営業を控え、学内授業開始後2週間経過した時点で再開を検討します。その間、学生の皆様におかれましては昼食等を持参、または近隣のコンビニ等で購入するようお願いいたします。

2 学生の学内立ち入り及びクラブ活動

- ・ 学生の学内立ち入りは学内授業開始まで、次に掲げる場合を除き、引き続き制限します。ただし、この場合においても、教職員を通じて危機管理室の許可を事前に受けてから立ち入るようにしてください。また、立ち入る際にはマスク着用等咳エチケット

の順守や手指の消毒など感染予防措置を徹底してください。

- 1) 就職相談、授業履修相談
 - 2) 在宅授業の受講(自宅通信環境により受講が困難な者に限る)
 - 3) その他、教職員が学内立ち入りの必要性を認めたもの
- ・ 学内のクラブ活動は、緊急事態宣言発令解除後も当面、禁止します。また、学内授業開始後も、室内活動が主となるものについては、当面自粛をお願いします。

3 教職員の勤務体制

- ・ 教職員とも緊急事態宣言発令解除後も今月末までは在宅勤務ができる期間とします。ただし、事務職員については発令解除後、1 / 3体制から1 / 2体制に戻すことといたします。基本的に2日ローテーションで1日出勤、1日在宅、もしくは午前か午後の半日勤務をお願いします。

4 その他

- ・ 図書館は当面学内の利用に限るものとし、学外からの利用は原則禁止とします。
- ・ 学生・教職員の体温チェック等健康観察は当面継続します。